

# 定 款

一般社団法人長崎県畜産物価格安定基金協会

# 一般社団法人長崎県畜産物価格安定基金協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人長崎県畜産物価格安定基金協会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県長崎市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、生産者補給金の交付業務等の経営安定対策を行う事で、県内畜産農家の経営安定と畜産業の振興を図り、もって国民への安全で安心な畜産物の安定供給に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づく生産者補給金の交付に関する事業
  - (2) 畜産経営の安定のための家畜及び畜産物に係る生産者積立金の積立及び補てん金の交付に関する事業
  - (3) 前各号の業務に付帯する業務等
  - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、長崎県において行うものとする。

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 地方公共団体であって、この法人の区域の全部又は一部をその区域とする者
- (2) 農業協同組合及び農業協同組合連合会であってこの法人の区域の全部若しくは一部をその地区とする者、又はこの法人の区域内に従たる事務所を有する全国の区域をその地区とする者
- (3) 畜産業の発展を図ることを目的とする法人

- (4) その他この法人の目的に賛同する者
- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

### **(会員の資格の取得)**

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長理事（第 21 条に規定する会長理事をいう。以下同じ。）に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### **(経費の負担)**

第 7 条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、運営基金を預け入れなければならない。

- 2 運営基金の最低金額は 10 万円とする。
- 3 運営基金は現金をもって全額を払い込むものとする。
- 4 運営基金は、退会した際には、返還するものとする。

### **(任意退会)**

第 8 条 会員は、退会届を会長理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### **(除名)**

第 9 条 この法人は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

### **(会員資格の喪失)**

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡したとき、又は団体が解散したとき

### **(会員資格喪失に伴う権利及び義務)**

第 11 条 会員が第 8 条、第 9 条又は第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

## **第 4 章 総会**

### **(構成)**

- 第 12 条 総会は、すべての会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

## **(権限)**

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

## **(開催)**

第 14 条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

## **(招集)**

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長理事が招集する。

2 前項にかかわらず、総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

## **(議長)**

第 16 条 総会の議長は、会長理事がこれに当たる。

2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、当該総会において会員の中から選出する。

## **(議決権)**

第 17 条 総会における議決権は、1 会員につき 1 個とする。

## **(決議)**

第 18 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の

賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### **(書面等による議決権の行使)**

- 第 19 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 理事又は会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

#### **(議事録)**

- 第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した会員のうちから総会において選出された 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

## **第 5 章 役員**

#### **(役員の設置)**

- 第 21 条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 5 名以上 9 名以内
- (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち、1 名を会長理事、会長理事以外の理事のうち 1 名を専務理事とする。
- 3 一般法人法に定める代表理事は会長理事とし、同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事は専務理事とする。

#### **(役員の選任等)**

- 第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、総会で必要と認めたときは、役員の 3 分の 1 以内に限り、会員の役職員以外の者から選任することができる。
- 2 会長理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

#### **(理事の職務・権限)**

- 第 23 条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 2 会長理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 専務理事は、会長理事を補佐する。
- 4 会長理事及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### **(監事の職務・権限)**

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### **(役員の任期)**

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 21 条で定めた役員の定数が欠ける場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

#### **(役員の解任)**

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### **(報酬等)**

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

### **第 6 章 理事会**

#### **(設置)**

第 28 条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

#### **(権限)**

第 29 条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規定の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるものほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長理事及び専務理事の選定及び解職
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

### **(招集)**

第 30 条 理事会は、会長理事が招集する。

- 2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- 3 会長理事は、理事会の開催日の 5 日前までに、理事及び監事の全員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく理事会を開催することができる。

### **(議長)**

第 31 条 理事会の議長は、会長理事がこれに当たる。

- 2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、専務理事が理事会の議長となる。

### **(定足数)**

第 32 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

### **(決議)**

第 33 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### **(決議の省略)**

第 34 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

### **(報告の省略)**

第 35 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 23 条第 4 項の規定による報告については、適用しない。

### **(議事録)**

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

## **第 7 章 資産及び会計**

### **(事業年度)**

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### **(事業計画及び収支予算)**

第 38 条 この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長理事が作成し、理事会において承認を得るものとする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### **(事業報告及び決算)**

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会及び総会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬並びに費用に関する規程
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の名簿並びに会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

## **第 8 章 事務局**

### **(設置等)**

第 40 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長理事が理事会の決議により、別に定める。

## **第 9 章 定款の変更及び解散等**

### **(定款の変更)**

第 41 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### **(解散)**

第 42 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### **(残余財産の帰属)**

第 43 条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 10 章 公告

### (公告)

第 44 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告を行うことができない場合は、長崎県において発行する長崎新聞に掲載する方法による。

## 第 11 章 補則

### (委任)

第 45 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長理事は山中 勝義、専務理事は栗田 泰之とする。
- 3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。